

# 平成23年度 園児を募集します

## やまゆり・雪窓 たんぽぽ保育園

保育園では、豊かな自然やかおり高い文化など恵まれた環境の中で、子どもたちが心身ともに健やかに育つことを願って保育をしています。遊びを通してさまざまな体験をすることにより、体力や意欲を養い、友だちとの関わりの中で思いやりの心が育つことを大切にとらえて取り組んでいます。

### 申込資格

- ① 保護者が家庭の外で仕事をしている場合
- ② 保護者が家庭の中で児童と離れて家事以外の仕事(自営業・内職等)をしている場合
- ③ 保護者が病气、負傷、心身に障がい有する場合
- ④ 保護者が出産の前後(原則として産前・産後2ヵ月間)である場合
- ⑤ 保護者が長期にわたる病人、または心身に障がい有する同居の親族を常時介護している場合
- ⑥ 保護者が求職中(原則として3ヵ月間)の場合
- ⑦ 家庭に火災や風水害などの災害が

### あつた場合

※①～⑦のいずれにも該当しない場合は、入園申込書を提出されても保育園でお預かりできませんので、ご承知おきください。

### 新規募集園児数

- やまゆり保育園：30名程度
  - 雪窓保育園：50名程度
  - たんぽぽ保育園：希望人数に応じて調整します。
- ※やまゆり・雪窓保育園の新規募集は、3歳児が中心、(3歳未満児についても募集します)たんぽぽ保育園は3歳未満児のみになります。
- なお、募集園児数を超える申し込みがあつた場合は、入園できないことや、他の保育園に入園していただくことがあります。

### 保育時間・延長保育

○やまゆり・雪窓保育園

#### 〔保育時間〕

- 平日  
午前8時～午後4時
- 土曜日(希望保育)  
午前8時～正午

#### 〔延長保育〕

- 朝(平日、土曜日)  
午前7時30分～午前8時
- 夕(平日)  
午後4時～午後7時
- (土曜日)  
午後12時～午後3時

※延長保育料は30分につき70円です。

○たんぽぽ保育園(3歳未満児専門)

#### 〔保育時間〕

- 平日  
午前7時45分～午後5時30分
- 土曜日(希望保育)  
午前7時45分～午後1時30分

#### 〔延長保育〕

- 朝(平日、土曜日)  
午前7時30分～午前7時45分
  - 夕(平日)  
午後5時30分～午後7時
  - (土曜日)  
午後1時30分～午後3時
- ※延長保育料は30分につき140円です。

(午前7時30分～午前7時45分の15分間は70円です。)

### 保育料

保育料は平成22年分の保護者などの所得税額等によって決定し、入園後の4月中旬に通知します。

### 〔広域入所〕

町内にお住まいで、保護者の勤務の都合などで、町外の保育園に入園を希望される方も申し込みが必要になります。

### 申込期間

平成23年度に入園を希望される方は、10月12日(火)～11月12日(金)午前8時30分～午後5時15分(土日・祝日を除く)までにお申し込みください。

※育児休暇などの関係で年度途中の入園を予定されている方や、すでに入園されている園児が引き続き入園を希望される場合も申し込みが必要ですよ。

※申込期間外の提出は、原則受け付けませんので、ご承知おきください。

### 申込方法

町民課子ども係、やまゆり・雪窓・たんぽぽの各保育園に10月12日(火)から申込書を用意します。申込書に必要事項をご記入のうえ、申込期間中に、町民課子ども係まで提出してください。

### 申し込み・問い合わせ先

町民課子ども係(内線47・74)



### 保育料月額徴収基準表

各月初日の入園児童の属する世帯の階層区分			徴収金基準額(月額)		
階層区分	定 義		3歳未満児の場合	3歳以上児の場合	
第 1	生活保護法による被保護世帯(単給世帯を含む)および、中国残留邦人等の円滑な帰国の促進および永住帰国後の自立の支援に関する法律による支援給付受給世帯		0円	0円	
第2	1	非課税の母子世帯等	0円	0円	
	2	非課税の母子世帯等以外の世帯	6,000円	5,000円	
第3	1	第1階層および第4～第7階層を除き、前年度分の市町村民税の額の区分が次の区分に該当する世帯	均等割のみの母子世帯等	11,000円	9,000円
	2		均等割のみの母子世帯等以外	12,000円	10,000円
	3		所得割の母子世帯等	16,000円	13,000円
	4		所得割の母子世帯等以外	17,000円	14,000円
第4	1	23,000円未満	23,000円	19,000円	
	2	23,000円以上40,000円未満	30,000円	24,000円	
第5	1	第1階層を除き、前年分の所得税課税世帯であって、その所得税の額の区分が次の区分に該当する世帯	40,000円以上50,000円未満	35,000円	25,000円
	2		50,000円以上70,000円未満	38,000円	26,000円
	3		70,000円以上103,000円未満	43,000円	27,000円
第6	1	103,000円以上153,000円未満	48,000円	28,000円	
	2	153,000円以上413,000円未満	53,000円	29,000円	
第 7		413,000円以上	55,000円	30,000円	

#### 備 考

1 同一世帯から2人以上の児童が保育園、幼稚園または認定こども園、特別支援学校幼稚部、知的障害児通園施設、難聴幼児通園施設、肢体不自由児施設通園部、情緒障害児短期治療施設通所部に入所または児童デイサービスを利用している場合は、保育園に入園している児童について、2人目が半額、3人目からは無料になります。

階層区分	児 童	徴収金の額
第2～第7階層に属する世帯	上記1に掲げる施設を利用している就学前児童のうち、最年長児	徴収基準表に定める額
	上記1に掲げる施設を利用している就学前児童のうち、次年長児	徴収基準表に定める額×1/2
	上記1に掲げる施設を利用している就学前児童のうち、上記以外の児童	0円

